

岐阜県知事許可に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について

岐阜県県土整備部技術検査課
(令和3年1月1日 現在)

岐阜県知事許可に係る建設業許可の基準及び標準処理期間 目次

■申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	建設業の許可の申請	1
処分名	建設業の許可の更新	2
処分名	建設業の認可の申請	3
○	岐阜県知事が建設業の許可を行う際の基準	4
	第1章 一般建設業の許可の基準	4
	第2章 特定建設業の許可の基準	11
○	岐阜県知事が建設業の許可を行う際の標準的な標準処理期間について	16
	別 表	17
処分名	浄化槽工事業の登録申請	32
処分名	浄化槽工事業の登録の更新	33
処分名	解体工事業者の登録	34
処分名	解体工事業者の登録の更新	35

■不利益処分の処分基準

処分名	建設業者に対する指示	36
処分名	勧告に従わない特定建設業者建設業者に対する指示	37
処分名	無許可で建設業を営む者（許可の適用除外者）に対する指示	38
処分名	建設業者に対する営業停止命令	39
処分名	建設業者に対する許可の取消し	40
処分名	許可取消し前の請負工事の施工差止め	41
処分名	営業停止処分の建設業者の役員等の営業禁止命令	42
○	建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準	43

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		建設業の許可の申請
根拠法令及び条項		建設業法第3条第1項 (昭和24年法律第100号)
所管部局課係名		各管轄土木事務所 総務課
審 査 基 準	関 係 条 项	
	基 準	別紙「岐阜県知事が建設業の許可及び建設業者としての地位の承継の認可を行う際の基準」のとおり
	参 考 事 项	
	設定年月日等	平成6年10月1日 (平成21年 4月 1日変更)
	標準処理期間	総日数 50日 (県の休日を除く。)
標準処理期間	内 訳	経由期間 0日 () 協議期間 0日 () 処分期間 50日 (各土木事務所)
	認定等年月日	平成8年 4月1日 (平成 年 月 日変更)
	備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		建設業の許可の更新
根拠法令及び条項		建設業法第3条第3項 (昭和24年法律第100号)
所管部局課係名		各管轄土木事務所 総務課
審 査 基 準	関 係 条 项	
	基 準	別紙「岐阜県知事が建設業の許可及び建設業者としての地位の承継の認可を行う際の基準」のとおり
	参 考 事 项	
	設定年月日等	平成6年10月1日 (平成21年 4月 1日変更)
	標準処理期間	総日数 50日 (県の休日を除く。)
標準処理期間	内 訳	経由期間 0日 () 協議期間 0日 () 処分期間 50日 (各土木事務所)
	認定等年月日	平成8年 4月1日 (平成 年 月 日変更)
	備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		建設業の認可の申請
根拠法令及び条項		建設業法第17条の2及び第17条の3 (昭和24年法律第100号)
所管部局課係名		各管轄土木事務所 総務課
審 査 基 準	関 係 条 项	
	基 準	別紙「岐阜県知事が建設業の許可及び建設業者としての地位の承継の認可を行う際の基準」のとおり
	参 考 事 项	
	設定年月日等	令和3年1月1日 (令和 年 月 日変更)
	標準処理期間	総日数 50日 (県の休日を除く。)
標準処理期間	内 訳	経由期間 0日 () 協議期間 0日 () 处分期間 50日 (各土木事務所)
	認定等年月日	令和3年 1月1日 (令和 年 月 日変更)
	備 考	

○ 岐阜県知事が建設業の許可及び建設業者としての地位の承継の認可を行う際の基準

第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準

岐阜県知事は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第1から第5までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない（建設業法（以下「法」という。）第7条及び第8条関係）。

（経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること）

第1 申請者の常勤役員等（申請者が法人である場合においては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又はその支配人をいう。以下同じ。）のうち一人が、次の1から5までのいずれかに該当する者であること。

- 1 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- 2 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者
- 3 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任を補佐する業務に従事した経験を有する者
- 4 常勤役員等のうち一人が次の（1）、（2）いずれかに該当する者であって、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあっては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあっては当該建設業を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。以下4において同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

（1） 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者

（2） 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

5 国土交通大臣が1から4までに掲げる者と同等以上の経営体制を有するものと認定した者

（注1） 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいう。

「取締役」とは、株式会社の取締役をいう。

「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。

「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等をいう。当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類
- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

(注2) 「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。

なお、「役員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

(注3) 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断する。

(注4) 「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区をせず、全て建設業に関するものとして取り扱うこととする。

(注5) 「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

(注6) 「経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験」（以下「執行役員等としての経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

建設業に関する5年以上の執行役員等としての経験については、建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上ある場合も、2に該当するものとする。

2に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被証明者が2に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定

の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

- ・ 執行役員等としての経験の期間を確認するための書類

取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

(注7) 「経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験」(以下「補佐経験」という。)とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。

建設業に関する6年以上の補佐経験については、建設業に関する補佐経験の期間と、執行役員等としての経験及び経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、3に該当するものとする。

なお、建設業に関する6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方における経験であるかを問わないものとする。

3に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被証明者が3に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 被証明者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

- ・ 被証明者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類

業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

- ・ 補佐経験の期間を確認するための書類

人事発令書その他これらに準ずる書類

(注8) 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。以下同じ。）をいう。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいい、組織図その他これに準ずる書類によりこれを確認するものとする。

4に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号の二等に加え、次に掲げる書類において、被証明者が4に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 被証明者における経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認するための書類

業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

- ・「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験の期間を確認するための書類
人事発令書その他これらに準ずる書類

(注9) 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。

4 (1) に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号の二等に加え、次に掲げる書類において、被証明者が4 (1) に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・役員等に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類
- ・被証明者における経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認するための書類
業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類
- ・役員等に次ぐ職制上の地位における経験の期間を確認するための書類
人事発令書その他これらに準ずる書類

(注10) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から4までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって常勤役員等のうち一人が1から4までのいずれかに該当する場合には、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしているものとして取り扱うものとする。

なお、1から5までのいずれかに該当する者が第2に規定する営業所に置かれる専任の技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができるものとする。

6 社会保険の加入について

- (1) 「営業所」は法第3条に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所）であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定により、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業所でなくなつた営業所は当然ここでいう「適用事業所」には含まれない。また、雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の継続事業の一括の手続きにより、一の事業とみなされた事業に係る事業所以外の事業所である営業所についても、ここでいう「適用事業の事業所」には該当しない。
- (2) 雇用保険について、営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「雇用保険法の適用が除外される場合」に該当するものとし、事業所非該当承認通知書の写しを提出させること。

（専任技術者）

第2 申請者が営業所ごとに次の1から7までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

- 1 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に一定の学科を修めたもの
- 2 許可を受けようとする建設業に係る学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に規則第1条に規定する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文

部省告示第 84 号) 第 2 条に規定する専門士又は同規定第 3 条に規定する高度専門士を称するもの

- 3 許可を受けようとする建設業に關し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後 5 年以上実務の経験を有する者で在学中に規則第 1 条に規定する学科を修めた者
- 4 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、旧実業学校卒業程度検定規程(大正 14 年文部省令第 30 号)による検定で一定の学科に合格した後 5 年以上又は専門学校卒業程度検定規程(昭和 18 年文部省令第 46 号)による検定で一定の学科に合格した後 3 年以上実務の経験を有する者
- 5 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し 10 年以上実務の経験を有する者
- 6 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第 2 欄に掲げる者
- 7 国土交通大臣が 1 から 6 までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

(注 1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

ただし、次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

- ・ 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ・ 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

(注 2) 「高等学校」には、旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による実業学校を含む。

「大学」には、旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学を含む。

「高等専門学校」には、旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校を含む。

(注 3) 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成 28 年 6 月 1 日以降、とび・土工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)施行後の解体工事に係る経験は、とび・土

工事事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。

(注4) 「一定の学科」とは、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第1欄に掲げるものである。

(注5) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から7までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき1から7までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から7までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしているとして取り扱う。

なお、専任の技術者と第1の1から5までに掲げる常勤役員等との兼任については、第1の注10を参照。

(誠実性)

第3 申請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等をいう。以下同じ。）又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするそれが明らかな者でないこと。申請者が個人である場合においては、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするそれが明らかな者でないこと。

(注1) 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。

(注2) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。

(注3) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注1に該当する行為をした事実が確知された場合又は注2のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとする。

(財産的基礎、金銭的信用)

第4 申請者が請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

(注1) 「請負契約」には、工事一件の請負代金の額が五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、千五百万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事に係るものを含まない。なお、これらの額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合

計額とし、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。

(注2) 次のいずれかに該当する者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取り扱うものとする。

- ・ 自己資本の額が 500 万円以上である者
- ・ 500 万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者
- ・ 許可申請直前の過去 5 年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

ここで、「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

(注3) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

(欠格要件)

第5 申請者が次の 1 から 14 まで（許可の更新を受けようとする申請者にあっては、1 又は 7 から 14 まで）のいずれにも該当せず、かつ、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないこと。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- 2 法第 29 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
- 3 法第 29 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- 4 3 に規定する期間内に第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、3 の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- 5 法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 許可を受けようとする建設業について法第 29 条の 4 の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- 7 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 8 法、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号

- に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（14において「暴力団員等」という。）
- 10 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - 11 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が 1 から 10 まで又は 12（法人でその役員等のうちに 1 から 4 まで又は 6 から 10 までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
 - 12 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、1 から 4 まで又は 6 から 10 までのいずれかに該当する者（2 に該当する者についてはその者が法第 29 条の規定により許可を取り消される以前から、3 又は 4 に該当する者についてはその者が法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6 に該当する者についてはその者が法第 29 条の 4 の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であった者を除く。）のあるもの
 - 13 個人で政令で定める使用人のうちに、1 から 4 まで又は 6 から 10 までのいずれかに該当する者（2 に該当する者についてはその者が法第 29 条の規定により許可を取り消される以前から、3 又は 4 に該当する者についてはその者が法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6 に該当する者についてはその者が法第 29 条の 4 の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であった者を除く。）のあるもの
 - 14 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第 2 章 特定建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準

岐阜県知事は、申請者が次の第 6 から第 10 までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、特定建設業の許可をしない（法第 15 条及び第 17 条関係）。

（経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること）

第 6 申請者が第 1 の基準と同様の基準を満たすこと。

（専任技術者）

第 7 申請者が営業所ごとに次の 1 から 6 までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、指定建設業の許可を受けようとする申請者にあっては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、1 に該当する者又は 3 から 6 までの規定により国土交通大臣が 1 に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

- 1 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第 3 欄に掲げる者
- 2 第 2 の 1 から 7 までのいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、2 年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者
- 3 許可を受けようとする建設業が指定建設業である場合においては、次のすべてに該当する者で、国土交通大臣が 1 に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの
 - ・ 昭和 63 年 6 月 6 日時点で特定建設業の許可を受けて指定建設業に係る建設業を営んでいた者の専任技術者（法第 15 条第 2 号の規定により営業所ごとに置くべき専任の者をいう。）として当該建設業に関しその営業所に置かれていた者又は同日前 1 年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者であること。

ただし、電気工事業、造園工事業である場合においては、建設業法施行令の一部を改正する政令（平成 6 年政令第 391 号。以下「改正令」という。）の公布の日から改正令附則第 1 項ただし書に規定する改正規定の施行の日までの間（以下「特定期間」という。）に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者（法第 15 条第 2 号の規定により営業所ごとに置くべき専任の者をいう。）として当該建設業に関しその営業所に置かれた者又は特定期間若しくは改正令の公布前 1 年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれた経験のある者であること。

- ・ 当該建設工事に係る昭和 63 年度、平成元年度又は平成 2 年度の法第 27 条第 1 項に規定する技術検定の 1 級試験を受験した者であること。

ただし、電気工事業、造園工事業である場合においては、当該建設業に係る平成 6 年度、平成 7 年度又は平成 8 年度の法第 27 条第 1 項に規定する技術検定の 1 級試験を受験した者であること。

- ・ 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第 4 欄に掲げる講習の効果評定に合格した者であること。

4 許可を受けようとする建設業が管工事業である場合において、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による技能検定のうち、検定職種を 1 級の冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和 48 年政令第 98 号）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）、空気調和設備配管、給排水設備配管又は配管工とするものに合格した者で、一定の考查に合格し、国土交通大臣が 1 に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの

5 許可を受けようとする建設業が鋼構造物工事業である場合において、職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を 1 級の鉄工及び製罐とするものに合格した者で、一定の考查に合格し、国土交通大臣が 1 に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの

6 国土交通大臣が 1 から 5 までに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして認定した者
(注 1) 「専任」の者とは、第 2 の注 1 と同義である。

(注 2) 「指定建設業」とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業をいう。

(注 3) 「一定の指導監督的な実務の経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が 4,500 万円（昭和 59 年 10 月 1 日前の経験にあっては 1,500 万円、昭和 59 年 10 月 1 日以降平成 6 年 12 月 28 日前の経験にあっては 3,000 万円）以上であるものに関する指導監督的な実務の経験をいう。なお、発注者の側における経験又は下請負人としての経験を含まない。

「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。

(注 4) 第 2 の 1 から 5 までのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、2 に該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を第 2 の 1 から 5 までのいずれかに該当するための期間として算定すると同時に 2 に該当するための期間として算定してもよい。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成 28 年 6 月 1 日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算

できる。また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。

(注5) 4の「一定の考查」は、平成元年度、平成2年度及び平成3年度に財団法人全国建設研修センターによって実施された管工事技術者特別認定考查である。

(注6) 5の「一定の考查」は、平成元年度、平成2年度及び平成3年度に財団法人建設業振興基金によって実施された鋼構造物工事技術者特別認定考查である。

(注7) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から6までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき1から6までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から6までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしているとして取り扱う。

なお、専任の技術者と第1の1から5までに掲げる常勤役員等との兼任については、第1の注10を参照。

(誠実性)

第8 申請者が第3の基準と同様の基準を満たす者であること。

(財産的基礎、金銭的信用)

第9 申請者が請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

(注1) 次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱う。

- ・ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
- ・ 流動比率が75%以上であること。
- ・ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

ここで、「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものという。

「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいう。

「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

(注2) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時

の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関するこの基準を満たしているものとして取り扱う。

(欠格要件)

第 10 申請者が第 5 の基準と同様の基準を満たす者であること。

第 3 章 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割（第 3 章において「事業承継」という。）の認可基準

岐阜県知事は、申請者が次の第 11 から第 12 までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、事業承継の認可をしない（法第 17 条の 2 関係）。

(認可の基準)

第 11 認可の基準については、一般建設業の許可の承継については法第 7 条及び法第 8 条、特定建設業の許可の承継については法第 8 条及び法第 15 条による。そのため、一般建設業の許可の承継については第 1 章、特定建設業の許可の承継については第 2 章と同様の基準を満たす者であること。

(建設業の全部の事業承継)

第 12 事業承継の認可に関しては、許可を受けている建設業の一部の許可のみの事業承継については認可できず、被承継人である建設業者が許可を受けている建設業の全部を承継人が事業承継する必要があることに留意すること。

（注） 許可を受けている建設業の一部の事業承継を行う場合は、被承継人は当該許可を廃業した上で、承継人は再度当該建設業の新規を受ける必要がある。

第 4 章 相続の認可基準

岐阜県知事は、申請者が次の第 13 及び第 14 に掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、相続の認可をしない（法第 17 条の 3 関係）。

(認可の基準)

第 13 認可の基準については、一般建設業の許可の相続については法第 7 条及び法第 8 条、特定建設業の許可の相続については法第 8 条及び法第 15 条による。そのため、一般建設業の許可の相続については第 1 章、特定建設業の許可の相続については第 2 章と同様の基準を満たす者であること。

(建設業の全部の相続)

第 14 相続の認可に際しては、許可を受けている建設業の一部の許可のみの相続については認可できず、被相続人である建設業者が許可を受けている建設業の全部を相続人が相続する必要がある。

ことに留意すること。

(注) 許可を受けている建設業の一部の相続を行う場合は、被相続人の当該許可を廃業した上で、相続人は再度当該建設業の新規の許可を受ける必要がある。

○ 岐阜県知事が建設業の許可(許可の更新を含む。)及び建設業者としての地位の承継の認可を行う際の標準的な標準処理期間について

建設業を営もうとする者が岐阜県知事許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類が岐阜県建設業法施行規則（昭和 32 年 1 月 11 日規則第 1 号）第 1 条により提出先とされているその主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所に到達してから、土木事務所長が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間については、次のとおり、おおむね 50 日程度（休日は含まない。）を目安とする。

また、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割若しくは相続の認可の申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間については、原則として許可の申請の場合と同様とする。

(注 1) 上記の期間は、適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含まないものである。また、適正な申請がなされていても、審査のため、土木事務所長が申請者に必要な資料の提供等を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含まないものである。

(注 2) 上記の期間は、申請の処理に要する期間の目安であり、その期間の経過をもって直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 5 項にいう「不作為の違法」に当たることにはならないものである。

別 表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
土木工事業	土木工学（農林土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習
建築工事業	建築学又は都市工学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p>	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者 財団法人建設業振興基金の行った平成元年度又は平成2年度の建築技術者特別認定講習
大工工事業	建築学又は都市工学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士、2級建築士又は木造建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した後大工工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」という。）のうち検定職種を1級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者であってその後大工工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>6 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工</p>	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		事に関し8年を超える実務の経験を有する者		
左官工事業	土木工学又は建築学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の左官とするものに合格していた者であってその後左官工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	
とび・土工工事業	土木工学又は建築学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとび・型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後とび工事に関し3年以上実務の経験を有する者、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に関し3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格した後土工工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であつてその後とび工事に関し1年以上実務の</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		<p>経験を有するもの、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工するものに合格していた者であってその後コンクリート工事に関し1年以上実務の経験を有するもの又は検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であってその後土工工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>6 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録地すべり防止工事試験」という。）に合格した後土工工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>7 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後土工工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者</p> <p>9 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>10 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>		
石工事業	土木工学又は建築学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した後石工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者であつてその後石工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		5 平成23年11月2日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者		
屋根工事業	土木工学又は建築学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した後屋根工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>6 平成21年10月15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のスレート施工とするものに技能検定に合格していた者</p> <p>7 平成21年10月15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を2級のスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に関し3年以上実務の経験を有するもの</p> <p>8 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	
電気工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	財団法人建設業振興基金の行った平成7年度又は平成8年度の電気工事技術者特別認定講習

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		<p>任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 建築土法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>7 社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>		
管工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」又は「流体機器」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」、「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年總理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」という。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 平成16年4月1日時点での技能検定</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」、「流体機器」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」、「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	財団法人全国建設研修センターの行った平成元年度又は平成2年度の管工事技術者特別認定講習

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	<p>のうち検定職種を1級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者</p> <p>6 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であってその後配管工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>7 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>9 登録計装試験に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>10 社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>		
タイル・レンガ・ブロック工事業	土木工学又は建築学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者又は検定職種を2級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築若しくはブロック建築工とするもの又は検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築又はブロック建築工とするものに合格していた者であってその後タイル・れんが・ブロック工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		驚を有するもの 6 平成24年3月31日時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を れんが積み又はコンクリート積みプロック施工とするものに合格していた者		
鋼構造物工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の鉄工とするものに合格した後鋼構造物工事に関し3年以上実務の経験を有する者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（検定職種を昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）又は製罐とするものに合格していた者 6 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の鉄工又は製罐とするものに合格していた者であってその後鋼構造物工事に関し1年以上実務の経験を有するもの	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の鉄工とするものに合格した後鋼構造物工事に関し3年以上実務の経験を有する者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（検定職種を昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）又は製罐とするものに合格していた者 6 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の鉄工又は製罐とするものに合格していた者であってその後鋼構造物工事に関し1年以上実務の経験を有するもの	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度若しくは平成2年度の土木技術者特別認定講習又は財団法人建設業振興基金の行った平成元年度若しくは平成2年度の建築技術者特別認定講習
鉄筋工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に関し3年以上実務の経験を有する者（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。） 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄筋組立てとするものに合格していた者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格していた者であってその後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有する者又は検定職種を2級の鉄筋組立てとするものに合格していた者であってその後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有するもの（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格していた者については、実務の経験は要しない。）		
舗装工事業	土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した者又は検定職種を2級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した後板金工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とする	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		ものに合格していた者であってその後板金工事に関し1年以上実務の経験を有するもの		
ガラス工事業	建築学又は都市工学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のガラス施工とするものに合格した後ガラス工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のガラス施工とするものに合格していた者であってその後ガラス工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の塗装とするものに合格した後塗装工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするもの又は検定職種を路面標示施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は噴霧塗装とするものに合格していた者であってその後塗装工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者	
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするも</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		<p>のに合格した者又は検定職種を2級の防水施工とするものに合格した後防水工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の防水施工とするものに合格していた者であってその後防水工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>		
内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した者又は検定職種を2級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した後内装仕上工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者であってその後内装仕上工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>6 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「流体機器」、「熱工学」又は「熱・動力エネルギー機器」とするものに限る。）とするものに合格した者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「流体機器」、「熱工学」又は「熱・動力エネルギー機器」とするものに限る。）とするものに合格した者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格した後熱絶縁工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格していた者であってその後熱絶縁工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し5年以上実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格した者又は検定職種を2級の造園とするものに合格した後造園工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の造園とするものに合格していた者であってその後造園工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	財団法人全国建設研修センターの行った平成7年度又は平成8年度の造園技術者特別認定講習

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を2級のさく井とするものに合格した後さく井工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のさく井とするものに合格していた者であってその後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>	技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者	
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（選択科目を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工（選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。以下同じ。）、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の木工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者であってその後建具工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
水道施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」、「廃棄物管理」</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」、「廃棄物管</p>	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		<p>又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」、「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。) とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和57年総理府令第37号。以下「昭和57年改正府令」という。）による改正前の技術士法施行規則（昭和32年総理府令85号）による「汚物処理」とするものを含む。）」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。) とするものに合格した者</p> <p>4 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」、「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。) とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。) とするものに合格した者</p>	
消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者		
清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。) とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。) とするものに合格した者</p>	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。) とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。) とするものに合格した者</p>	
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科	<p>1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。) 又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」</p>	<p>1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 平成27年度までに実施され</p>	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	<p>とするものに限る。) とするものに合格した者</p> <p>2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとびどするものに合格した者又は検定職種を2級のとびどするものに合格した後解体工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工とするものに合格していた者</p> <p>6 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のとび又はとび工とするものに合格していた者であってその後解体工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>7 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者</p> <p>8 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>9 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>10 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>11 建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号。以下、「平成27年改正省令」という。）の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に関し法第7条第2号イ又はロに該当している者</p> <p>12 平成27年改正省令の施行の際現にとび</p> <p>た法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に関し第2の1から7まで及び9のいずれかに該当している者のうち、とび・土工・コンクリート工事に関し、2年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者</p> <p>5 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工とするものに合格した者</p> <p>6 平成27年度までに実施された技術士法による第二次試験のうち技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>		

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	<ul style="list-style-type: none"> ・土工・コンクリート工事に関し第2の2又は3に該当している者 <p>13 平成27年改正省令の施行の際現にとび ・土工工事業に関し建設業法施行規則第7条の3第1号及び第2号に掲げる者</p> <p>14 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者</p> <p>15 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のとび又はとび工とするものに合格していた者であって、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前にとび工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者</p> <p>16 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の型枠施工又はコンクリート圧送施工とするものに合格していた者であって、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前にコンクリート工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者</p> <p>17 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であって、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前に土工工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者</p> <p>18 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後平成27年改正省令の施行の前に土工工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者</p>		

(注1) 解体工事業の項第2欄及び第3欄の登録については、平成27年改正省令附則第2条第2項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第18条の3の2から第18条の3の16まで(第18条の3の6第10項を除く。)の規定を準用する。

(注2) 解体工事業の項第2欄第11号から第18号まで並びに同項第3欄第4号から第6号は、平成33年3月31日までの間に限り有効とする。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		浄化槽工事業の登録申請
根拠法令及び条項		浄化槽法第21条第1項 (昭和58年法律第43号)
所管部局課係名		各管轄土木事務所 総務課
審 査 基 準	関 係 条 項	審査基準各項目に括弧書き
	基 準	審査基準を設定していない。 (法令の規定に言い尽くされているため) 参考 : 浄化槽法 第21、24、29及び33条
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成 年 月 日 (平成 年 月 日変更)
	標準処理期間	総日数 20日 (県の休日を除く。)
	内 訳	経由期間 0日 () 協議期間 0日 () 処分期間 20日 (各土木事務所)
標準処理期間	認定等年月日	平成6年10月1日 (平成18年 4月 1日変更)
備 考	他の都道府県に主たる営業所を置く者は、 国土整備部技術検査課に申請書を提出すること。	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		浄化槽工事業の登録の更新
根拠法令及び条項		浄化槽法第21条第3項 (昭和58年法律第43号)
所管部局課係名		各管轄土木事務所 総務課
審 查 基 準	関 係 条 項	審査基準各項目に括弧書き
		審査基準を設定していない。 (法令の規定に言い尽くされているため)
	基 準	参考：浄化槽法 第21、24、29及び33条
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成 年 月 日 (平成 年 月 日変更)
	標準処理期間	総日数 20日 (県の休日を除く。)
標準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 0日 () 協議期間 0日 () 処分期間 20日 (各土木事務所)
	認定等年月日	平成6年10月1日 (平成18年 4月 1日変更)
	備 考	他の都道府県に主たる営業所を置く者は、 国土整備部技術検査課に申請書を提出すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		解体工事業者の登録
根拠法令及び条項		建設工事に係る資材の再資源化に関する法律 第21条第1項 (平成12年法律第104号)
所管部局課係名		各管轄土木事務所 総務課
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準	審査基準を設定していない。 (法令の規定に言い尽くされているため) 参考:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第21、22、24及び31条
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成 年 月 日 (平成 年 月 日変更)
	標準処理期間	総日数 20日 (県の休日を除く。)
標準処理期間	内 訳	経由期間 0日 () 協議期間 0日 () 処分期間 20日 (各土木事務所)
	認定等年月日	平成14年4月1日 (平成18年 4月 1日変更)
	備 考	他の都道府県に主たる営業所を置く者は、 国土整備部技術検査課に申請書を提出すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		解体工事業者の登録の更新
根拠法令及び条項		建設工事に係る資材の再資源化に関する法律 第21条第2項 (平成12年法律第104号)
所管部局課係名		各管轄土木事務所 総務課
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準	審査基準を設定していない。 (法令の規定に言い尽くされているため) 参考:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第21、22、24及び31条
	参 考 事 項	
	設定年月日等	平成 年 月 日 (平成 年 月 日変更)
	標準処理期間	総日数 20日 (県の休日を除く。)
標準処理期間	内 訳	経由期間 0日 () 協議期間 0日 () 処分期間 20日 (各土木事務所)
	認定等年月日	平成14年4月1日 (平成18年 4月 1日変更)
	備 考	他の都道府県に主たる営業所を置く者は、 国土整備部技術検査課に申請書を提出すること。

不利益処分の処分基準

	処 分 名	建設業者に対する指示
	根拠法令及び条項	建設業法第28条第1項 (昭和24年法律第100号)
	所管部局課係名	国土整備部技術検査課建設業係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	別紙「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」のとおり
	参 考 事 項	
	認定等年月日	平成6年10月1日 (平成20年 4月 1日変更)
	備 考	

不利益処分の処分基準

処 分 名		勧告に従わない特定建設業者建設業者に対する指示
根拠法令及び条項		建設業法第28条第1項 (昭和24年法律第100号)
所管部局課係名		県土整備部技術検査課建設業係
処 分 基 準	関 係 条 項	建設業法第41条第2項又は第3項
	基 準	このことについては、処分実績がないため、当面の間、処分基準を定めません。
	参 考 事 項	
	認定等年月日	平成6年10月1日 (平成18年4月1日変更)
備 考		

不利益処分の処分基準

処 分 名	無許可で建設業を営む者（許可の適用除外者）に対する指示
根拠法令及び条項	建設業法第28条第2項（昭和24年法律第100号）
所管部局課係名	県土整備部技術検査課建設業係
処 分 基 準	関 係 条 項
	別紙「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」のとおり
	基 準
	参 考 事 項
認定等年月日	平成6年10月1日（平成20年4月1日変更）
備 考	

不利益処分の処分基準

処 分 名	建設業者に対する営業停止命令
根拠法令及び条項	建設業法第28条第3項 (昭和24年法律第100号)
所管部局課係名	国土整備部技術検査課建設業係
処 分 基 準	<p>関 係 条 項</p> <p>別紙「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」のとおり</p> <p>基 準</p>
参考事項	
認定等年月日	平成6年10月1日 (平成20年 4月 1日変更)
備 考	

不利益処分の処分基準

処 分 名		建設業者に対する許可の取消し
根拠法令及び条項		建設業法第29条第1項 (昭和24年法律第100号)
所管部局課係名		県土整備部技術検査課建設業係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	別紙「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」のとおり
	参 考 事 項	
	認定等年月日	平成6年10月1日 (平成20年 4月 1日変更)
	備 考	法第29条第1項第4号(廃業等)の規定に基づく許可の取消しについては、各土木事務所において行う。

不利益処分の処分基準

処 分 名		許可取消し前の請負工事の施工差止め
根拠法令及び条項		建設業法第29条の3第3項（昭和24年法律第100号）
所管部局課係名		国土整備部技術検査課建設業係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準	このことについては、処分実績がないため当面の間、処分基準を定めません。
	参 考 事 項	
認定等年月日		平成6年10月1日（平成 年 月 日変更）
備 考		

不利益処分の処分基準

	処 分 名	営業停止処分の建設業者の役員等の営業禁止命令
	根拠法令及び条項	建設業法第29条の4第1項（昭和24年法律第100号）
	所管部局課係名	国土整備部技術検査課建設業係
	関 係 条 項	
処 分 基 準	基 準	建設業法第28条第3項の営業停止処分によって 営業の停止を定めた期間に同じ。
	参 考 事 項	
	認定等年月日	平成6年10月1日（平成 年 月 日変更）
	備 考	

○ 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準

一 楽旨

本基準は、建設業者による不正行為等について、知事が監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、建設業者の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する国民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

二 総則

1 監督処分の基本的考え方

建設業者の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。

2 監督処分の対象

(一) 地域

監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合は、必要に応じ地域を限って処分を行うこととする。なお、役員等が不正行為等を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分は行わない。

(二) 業種

監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなときは、必要に応じ当該工事の種別に応じた業種について処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

(三) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約について不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

3 監督処分等の時期等

- (一) 他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。
- (二) 贈賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下「役職員」という。）が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求める内容とする勧告を書面で行うことができるものとする。
- (三) 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれがある場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うことができるものとする。
- (四) 指示処分を行った場合においては、建設業者が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることができるものとする。

4 不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は減輕を行うことを妨げないものとする。

- (一) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき
当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。
- (二) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき
(1) 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それが営業停止処分事由に当たるとき
イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなときは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者に対して重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うこととする。
ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。
(2) 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき
営業停止処分事由に該当する行為については上記二4(二)(1)又は下記

三の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為についてでは当該事由について指示処分を行うこととする。

- (3) 建設業者の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それが指示処分事由に当たるとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

(三) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき

- (1) 建設業者の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に2回以上該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。

- (2) 建設業者の複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該当するとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

5 不正行為等を重ねて行った場合の加重

(一) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合

営業停止処分を受けた建設業者が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。

なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りでない。

(二) 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合

建設業者が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。

6 営業停止処分により停止を命ずる行為

営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。

7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に建設業法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を

行った場合又は同法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第17条の2又は同法第17条の3の規定によらずに承継した場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

三 監督処分の基準

1 基本的考え方

(一) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減輕を行うことを妨げない。

(二) (一) 以外の不正行為等があった場合

(1) 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

(2) 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした下請契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

(三) 不正行為等に関する建設業者的情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合

建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

2 具体的基準

(一) 公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(二) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）違反、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反）

- (1) 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。
- (2) 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上の営業停止処分を行うこととする。
- (3) (1) 又は(2)以外の場合は、60日以上の営業停止処分を行うこととする。
- (4) 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。
- (5) (1)～(4)により営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間に(1)～(4)に該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、(1)～(4)にかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

(三) 請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

(1) 虚偽申請

イ 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（口に規定される場合を除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

ロ 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたときは、30日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときには、45日以上の営業停止処分を行うこととする。

（2）主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を置かなかったとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、工事現場に置かれた主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第6項第2号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

（3）粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

（4）施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図の作成を怠ったとき、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

（四）建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用者又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

（1）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反等（工事関係者事故等）

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行う

こととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(2) 建設工事の施工等に関する法令違反

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）違反等

（イ）役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

（ロ）建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。

（ハ）建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反、労働基準法（昭和22年法律第49号）違反等

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ハ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）違反

（イ）役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

（ロ）特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(3) 信用失墜行為等

イ 法人税法、消費税法（昭和63年法律第108号）等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（平成3年法律第77号）（第32条の3第7項の規定を除く。）等

役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4) 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

イ 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行

うこととする。

- ロ 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

(五) 一括下請負等

- (1) 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減輕を行うこととする。
- (2) 建設業者が建設業法第26条の3第8項の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

(六) 主任技術者等の変更

主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

(七) 無許可業者等との下請契約

- (1) 建設業者が、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減輕を行うこととする。
- (2) 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減輕を行うこととする。
- (3) 建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(八) 履行確保法違反

- (1) 履行確保法第5条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指

示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、15日以上とする。

(2) 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

四 その他

- 1 建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等については、告発をもって臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。
- 2 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があつた時から3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りでない。
- 3 監督処分の内容については、速やかに公表することとする。

五 施行期日等

- 1 この基準は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。

別 表

- | | |
|--|--|
| <p>一 営業停止期間中は行えない行為</p> <ol style="list-style-type: none">1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約等に基づく本契約の締結を含む。）2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。）3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあっては、当該地域内における前各号の行為5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあっては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為6 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあっては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為 | <p>二 営業停止期間中でも行える行為</p> <ol style="list-style-type: none">1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工5 災害時における緊急を要する建設工事の施工6 請負代金等の請求、受領、支払い等7 企業運営上必要な資金の借入れ等 |
|--|--|